

## 配置予定技術者(1級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者)の資格等

- ① 技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるもの  
 ※建設工事の種類に応じ表1に掲げる資格
- ② 平成元年1月30日建設省(現、国土交通省)告示第128号(最終改正平成12年12月12日)による要件  
 ※表-2に示す特別講習を受講し、効果評定に合格したもの(5年ごとに更新)

【表-1】配置予定技術者(主任技術者)として必要な資格一覧

建設工事の種類	建設業法「技術検定」	建築士法「建築士試験」	技術士法「技術士試験」
土木工事業 (土木一式工事)	1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士		技術士〔建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、 総合技術監理部門(建設部門に係るもの、農業土木、森林土木又は水産土木)〕
建築工事業 (建築一式工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
大工工事業 (大工工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
左官工事業 (左官工事)	1級建築施工管理技士		
とび・土工工事業 (とび・土工・コンクリート工事)	1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士		技術士〔建設部門、農業部門(農業土木)、森林部門(森林土木)、水産部門(水産土木)、 総合技術監理部門(建設部門に係るもの、農業土木、森林土木又は水産土木)〕
石工事業 (石工事)	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士		
屋根工事業 (屋根工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
電気工事業 (電気工事)	1級電気工事施工管理技士		技術士〔電気電子部門、建設部門、 総合技術監理部門(電気電子部門又は建設部門に係るもの)〕
管工事業 (管工事)	1級管工事施工管理技士		技術士〔機械部門(熱工学又は流体工学)、上下水道部門、衛生工学部門、 総合技術監理部門(熱工学、流体工学又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るもの)〕
タイル・れんが・ブロック工事業 (タイル・れんが・ブロック工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
鋼構造物工事業 (鋼構造物工事)	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士	1級建築士	技術士〔建設部門(鋼構造及びコンクリート)、 総合技術監理部門(鋼構造及びコンクリート)〕
鉄筋工事業 (鉄筋工事)	1級建築施工管理技士		
ほ装工事業 (ほ装工事)	1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士		技術士〔建設部門、 総合技術監理部門(建設部門に係るもの)〕
しゅんせつ工事業 (しゅんせつ工事)	1級土木施工管理技士		技術士〔建設部門、水産部門(水産土木)、 総合技術監理部門(建設部門に係るもの又は水産土木)〕
板金工事業 (板金工事)	1級建築施工管理技士		
ガラス工事業 (ガラス工事)	1級建築施工管理技士		
塗装工事業 (塗装工事)	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士		
防水工事業 (防水工事)	1級建築施工管理技士		
内装仕上工事業 (内装仕上工事)	1級建築施工管理技士	1級建築士	
機械器具設置工事業 (機械器具設置工事)			技術士〔機械部門、 総合技術監理部門(機械部門に係るもの)〕
熱絶縁工事業 (熱絶縁工事)	1級建築施工管理技士		
電気通信工事業 (電気通信工事)			技術士〔電気電子部門、 総合技術監理部門(電気電子部門)〕
造園工事業 (造園工事)	1級造園施工管理技士		技術士〔建設部門、森林部門(林業又は森林土木)、 総合技術監理部門(建設部門に係るもの、林業又は森林土木)〕
さく井工事業 (さく井工事)			技術士〔上下水道部門(上下水道及び工業用水道)、 総合技術監理部門(上下水道及び工業用水道)〕
建具工事業 (建具工事)	1級建築施工管理技士		
水道施設工事業 (水道施設工事)	1級土木施工管理技士		技術士〔上下水道部門、衛生工学部門(水質管理又は廃棄物管理)、 総合技術監理部門(上下水道部門に係るもの、水質管理又は廃棄物管理)〕
清掃施設工事業 (清掃施設工事)			技術士〔衛生工学部門(廃棄物管理)、 総合技術監理部門(廃棄物管理)〕

## 配置予定技術者(1級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者)の資格等

【表-2】

### 特別認定一覧表

業種		特別講習名
特別認定業種	土木工事業	(財)全国建設研修センター及び(財)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成二年度の土木技術者特別認定講習
	建築工事業	(財)建設業振興基金の行う平成元年度又は平成二年度の建築技術者特別認定講習
	管工事業	(財)全国建設研修センターの行う平成元年度又は平成二年度の管工事技術者特別認定講習
	鋼構造物工事業	(財)全国建設研修センター及び(財)日本建設機械化協会の行う平成元年度若しくは平成二年度の土木技術者特別認定講習 又は(財)建設業振興基金の行う平成元年度若しくは平成二年度の建築技術者特別認定講習
	ほ装工事業	(財)全国建設研修センター及び(財)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成二年度の土木技術者特別認定講習
	電気工事業	(財)建設業振興基金の行う平成七年度又は平成八年度の電気工事技術者特別認定講習
	造園工事業	(財)全国建設研修センターの行う平成七年度又は平成八年度の造園技術特別認定講習

※土木～ほ装工事業においては、昭和63年の改正建設業法により、専任・監理技術者は国家資格を有する者に限られることとなった。そのための経過措置として特別認定を2ヶ年のみ行っている

同じく、電気・造園工事業においても、平成6年の建設業法施行令の改正により、指定建設業に追加されたため、経過措置として2ヶ年のみ特別認定を行ってゐる。